

地域主権型社会における執行体制について

基本的な考え方

- 国から県、県から市町村への事務権限の移譲等を進め、地域主権型社会を実現するに当たっては、補完性の原理や行政効率等の観点から、市町村間の連携及び県と市町村の連携など、様々な手法の検討が必要。

執行体制

【共同化等】

①市町村間の事務の共同化

〔事例〕（実施に向けて検討中のもの）

- 日野郡では、消費者行政等について共同実施する方向。

〔制度〕

- 行政機関等の共同設置「地方自治法の改正について今国会に提案予定」
 - ・効率的な行政運営や小規模市町村の事務の補完を可能とするとともに、保健所その他の行政機関、地方公共団体の長の内部組織、委員会又は委員会による事務局等について共同設置を行うこととする。
- 定住自立圏
 - ・中心市の都市機能と周辺市町村の環境、歴史、文化などそれぞれの魅力を活用して、相互に役割分担し、定住の受け皿を形成。
- 協議会の設置
- 事務の受委託
- 広域連合、一部事務組合 など

②市町村間での機関の共同設置

- ・監査委員、教育委員会、農業委員会等を複数市町村で共同設置※制度的には、県と市町村による機関の共同設置も可能

③県と市町村の事務の共同化

【事例】（実施に向けて検討中のもの）

- 日野郡では、障がい者雇用、発達障がい児支援を県と共同実施する方向。また、道路維持管理業務について、県が日南町へ試行的に委託。
- 地方税滞納整理組織（県内に3支部を設置し、県と市町村が共同して滞納整理を実施）

【「人」の確保】

○県と市町村との事務分配を踏まえ、基礎的自治体として多くの事務を処理することとなる市町村には、人的体制の整備が必要。

- ・職員の移管（県から市町村へ（一般職員、専門知識を持つ職員））
- ・県による支援（職員派遣、実務研修の実施等）
- ・必要な職員の市町村共同による確保（福祉専門職の共同設置など）

【「中間的な自治体」の検討】

- 県と市町村との間で共同事務処理を行うための仕組みとして、新たに、「中間的な自治体」（事務執行連合（仮称））を検討。「事務の共同化等を推進するための新たな取組として、地方自治法の改正を提言】

県と市町村との連携・共同事務に係る検討状況について

県から市町村への権限移譲のほか、市町村間や県と市町村との間における事務の共同処理などを進めるため、副知事、市町村長で構成する「県・市町村連携・共同事務検討協議会」を設置し、検討を行っている。（県内4地区に設置）

各地区での主な検討項目

現在、県と市町村の双方から、事務の共同化や連携等についての検討項目が提案され、副市町村長、県課長レベルで構成する研究会を中心に協議を行っている。

【検討状況】

○ 日野地区（日野郡）

町と町の共同事務	県と町の共同事務
事務用品等の共同発注	障がい者雇用
消費者行政（悪質な訪問販売の防止等）及び 消費者相談対応	発達障がい児への支援
公営住宅の維持管理	道路の維持管理（県から町への委託）
監査委員事務局の共同設置	農林業の振興
交通安全・防犯	
バスの共同運行	
国保・介護事務の共同化	
農地の利用促進	
農業委員会事務（農地法に基づく許認可事務）	
地積調査	
学校施設、学校給食の共同管理・運営	

※22年度から共同事務等の実施を検討している日野地区においては、地方自治法上の法定協議会を設置し、事務の管理・執行等を行うことについて、協議を進めている。

○ 東部地区（鳥取市、岩美郡、八頭郡）

市町と市町の共同事務	県と市町の共同事務
関西事務所の共同設置 (観光振興、企業誘致、移住・定住対策など)	移住・定住対策 (共同冊子、空き家情報ネットワークなど)
監査委員事務局の共同設置	除雪
事務用品等の共同発注	観光振興（広域マップ作成、広域観光PR）
消費者相談対応（県と市町にも掲載）	消費者相談対応
	国保事務の共同・統合
	公営住宅の維持管理

○ 中部地区（倉吉市、東伯郡）

市町と市町の共同事務	県と市町の共同事務
福祉事務所のケースワーカーの相互派遣・人事交流	観光振興
移住・定住対策 (共同冊子、空き家情報ネットワーク)	国保事務の共同・統合
広報誌の発行	大規模災害時の調査業務
企業誘致	道路パトロール・維持・管理・除雪
水道メーター共同発注(消耗品等の共同発注を含む)	
ケアマネネットワーク、子育て支援関係職員の共同研修、子育て支援センターのネットワーク化	
消費者相談対応 (共通ダイヤルの専門相談を共同運営等)	
有害鳥獣の駆除 (一斉駆除の手法、捕獲基準の統一化)	
下水処理施設の管理	
公営住宅の維持管理	
行政委員会の統合 (教育委員会、監査委員会、公平委員会、選挙管理委員会等)	

○ 西部地区（米子市、境港市、西伯郡）

市町村と市町村の共同事務	県と市町村の共同事務
専門的職員の情報共有と活用	除雪・維持管理・管理システム等道路関係業務
	建設工事の施工体制（検査部門）
	消費者相談対応
	観光振興
	移住・定住対策(共同冊子、連携PR、空き家情報ネットワーク等)
	精神障がい者、発達障がい児相談対応
	人権相談等の住民相談窓口の一元化
	事務部門の共同処理 (情報系の自治体クラウド、サーバの共同管理等)
	国保事務の共同・統合

事務の共同化の手法

共同化の手法	内 容	メ リ ッ ト	問 題 点
協議会の設置 (地方自治法)	<ul style="list-style-type: none"> ○事務の一部を共同処理するため、協議会を設置。 <ul style="list-style-type: none"> ①事務の一部を共同して管理執行するための協議会 ②事務の管理執行について連絡調整を図るための協議会 ③広域にわたる総合的な計画を共同して作成するための協議会 ○規約を定め、議会の議決を得て設置。 	<ul style="list-style-type: none"> ○各地方公共団体の自主性を保持しつつ、行政の広域化の要請に応えることが可能。 ○情報共有等、地方公共団体の運営の効率化が図られる。 	<ul style="list-style-type: none"> ○法人格を持たない（いわば関係団体の共同の執行組織）。協議会固有の財産、職員は持たない。 ○許認可等、法令上の権限行使はできない。
機関等の共同設置 (地方自治法)	<ul style="list-style-type: none"> ○執行機関、附属機関、執行機関の事務を補助する吏員、書記その他の職員及び専門委員を共同設置。 ○議会の議決を経てする協議により規約を定める。 ○共同設置された機関は、各地方公共団体の機関としての性格を有し、その行為はそれぞれの団体に帰属する。 	<ul style="list-style-type: none"> ○地方公共団体の運営の効率化が図られる。 ○委員会の委員に広く人材を得ることに資する。 	<ul style="list-style-type: none"> ○共同設置機関は、それぞれの団体の機関としてその担任事務を処理するものであり、県と市町村が機関を共同設置した場合、担当する吏員は同一であるが、そのことのみでは二重行政の解消につながらない。 ○行政委員会の共同設置が主流。
地方公共団体の組合 (地方自治法)	<ul style="list-style-type: none"> ○事務の一部又は全部を共同で処理するために組合を設置。（一部事務組合、広域連合、全部事務組合、役場事務組合） 	<ul style="list-style-type: none"> ○広域行政需要に対応するための彈力的、機動的な制度。 ○構成する団体間の二重行政を解消。 	<ul style="list-style-type: none"> ○市町村ごとの実施と比較すると、細やかな行政サービスの点で劣る。
一部事務組合	<ul style="list-style-type: none"> ○事務の一部を共同処理するため、協議により規約を定め、一部事務組合を設置。 	<ul style="list-style-type: none"> ○団体間の事務の重複を解消。 	<ul style="list-style-type: none"> ○基本的に同一の事務を持ち寄っての共同処理に対応。
広域連合	<ul style="list-style-type: none"> ○広域にわたり処理することが適当な事務に関し、協議により規約を定め、広域連合を設置。 ○広域連合の権能は、 <ul style="list-style-type: none"> ①広域計画の作成 ②広域計画の実施のための連絡調整 ③事務の一部の広域にわたる総合的かつ計画的な処理 ④国・都道府県の権限に属する事務のうち、広域連合が処理することとされた事務の処理 	<ul style="list-style-type: none"> ○広域計画の作成等を通じ、広域的な行政目的の達成が可能。 ○国・県からの権限移譲の受け皿となる権能を持つ。 ○住民は、広域連合への直接請求が可能。 	<ul style="list-style-type: none"> ○実施事務は構成市町村長の合意が前提であるため、合意形成に時間を要する。合意形成が困難な事案も生じ得る。 ○財源の負担割合の決定が難しい。

1 / 3 ページ

事務の共同化の手法

共同化の手法	内 容	メ リ ッ ト	問 題 点
定住自立圏構想 (要綱)	<ul style="list-style-type: none"> ○「中心市」の都市機能と「周辺市町村」の環境、歴史、文化などそれぞれの魅力を活用して、相互に役割分担し、定住の受け皿を形成。 ・「中心市」と「周辺市町村」が、各議会の議決を経て1対1で協定を締結し、施策(事業)を連携実施。 	<ul style="list-style-type: none"> ○共通の目的を有する市町村による施策の連携実施を推進。 ○特別交付税、地方債等における財政支援がある。 	<ul style="list-style-type: none"> ○「中心市」は、連携施策の実施に辺り「周辺市町村」に対する目配りが必要。
事務所の共用	<ul style="list-style-type: none"> ○異なる地方公共団体が事務所を共用し、それぞれの団体の事務をそれぞれの職員が実施。 	<ul style="list-style-type: none"> ○関係団体の職員の同居による二重行政解消効果（情報共有、業務手法の統一化等）は大。 	<ul style="list-style-type: none"> ○権限行使、責任の所在は各自治体。 ○住民にとって、窓口が遠距離になる場合があり得る。
事務の共同化	<ul style="list-style-type: none"> ○異なる地方公共団体が事務所を共用し、それぞれの団体の事務を共同で実施。 	<ul style="list-style-type: none"> ○関係団体の職員の同居による二重行政解消効果（情報共有、業務手法の統一化等）は大。 	<ul style="list-style-type: none"> ○責任の所在が不明確になり得る。 ○許認可等、法令上の権限行使は不適。 ○住民にとって、窓口が遠距離になる場合があり得る。
ネットワーク化・情報共有・事例の共用	<ul style="list-style-type: none"> ○地方公共団体間をネットワーク化し、情報や事例を共有。 	<ul style="list-style-type: none"> ○情報共有など二重行政解消に向けた効果はある。 ○住民の窓口は従来どおり。 	<ul style="list-style-type: none"> ○事務所数、職員数の削減にはつながらない。
事務処理マニュアルの共用	<ul style="list-style-type: none"> ○地方公共団体間で事務処理マニュアルを共用。 	<ul style="list-style-type: none"> ○業務手法の統一により、団体間の協力がしやすくなる。 ○住民窓口は従来どおり。 	<ul style="list-style-type: none"> ○事務所数、職員数の削減にはつながらない。

2 / 3 ページ

事務の共同化の手法

共同化の手法		内 容	メ リ ッ ト	問 題 点
地方公共団体間の協力	事務の委託 (地方自治法)	<ul style="list-style-type: none"> ○事務の一部を他の地方公共団体に委託。 ○受託した地方公共団体は、受託事務の範囲において自己の事務として処理。委託した地方公共団体は当該委託事務の範囲においてその権限を失う。 ○議会の議決を経てする協議により、規約を定める。 	<ul style="list-style-type: none"> ○小規模町村等の負担軽減が図られる。 	<ul style="list-style-type: none"> ○委託した地方公共団体は、当該委託事務の範囲においてその権限を失う。
	職員の派遣 (地方自治法)	<ul style="list-style-type: none"> ○他の地方公共団体から職員の派遣を受け、又は派遣する。 	<ul style="list-style-type: none"> ○地方公共団体相互間の事務処理の能率化・合理化に資する。 	<ul style="list-style-type: none"> ○派遣を受ける間の一時的な効果。 ○派遣元団体では職員減となる。
	条例による事務処理の特例<権限移譲> (地方自治法)	<ul style="list-style-type: none"> ○都道府県が、知事の権限に属する事務の一部を、条例の定めるところにより、市町村に移譲。移譲事務は、市町村長が管理・執行する。 ○知事が市町村に権限移譲をしようとする場合には、あらかじめ市町村長に協議。 	<ul style="list-style-type: none"> ○地域の実情に応じて、都道府県の判断により柔軟に市町村に権限を移譲することが可能。 ○住民により身近な市町村で事務を実施することが可能になる。 	<ul style="list-style-type: none"> ○実情として、一律の移譲は難しい。

鳥取県地方税滞納整理機構(仮称)

1 組織の形態

機動的に運用するため任意組織として創設する。

2 設置時期

平成22年4月の設置を目標として県と市町村で協議

3 組織

(1) 地方税滞納対策推進本部

①構成 (県)総務部長、各総合事務所長 (市町村)参加市町村の副市町村長

②役員 本部長:県総務部長 副本部長:副市町村長3名(東・中・西部より各1名)

(2) 幹事会

①構成 (県)税務課長、市町村税制支援室長、各県税局長

(市町村)参加市町村の税務主管課長

②役員 幹事長:県税務課長 副幹事長:参加市町村の税務主管課長3名

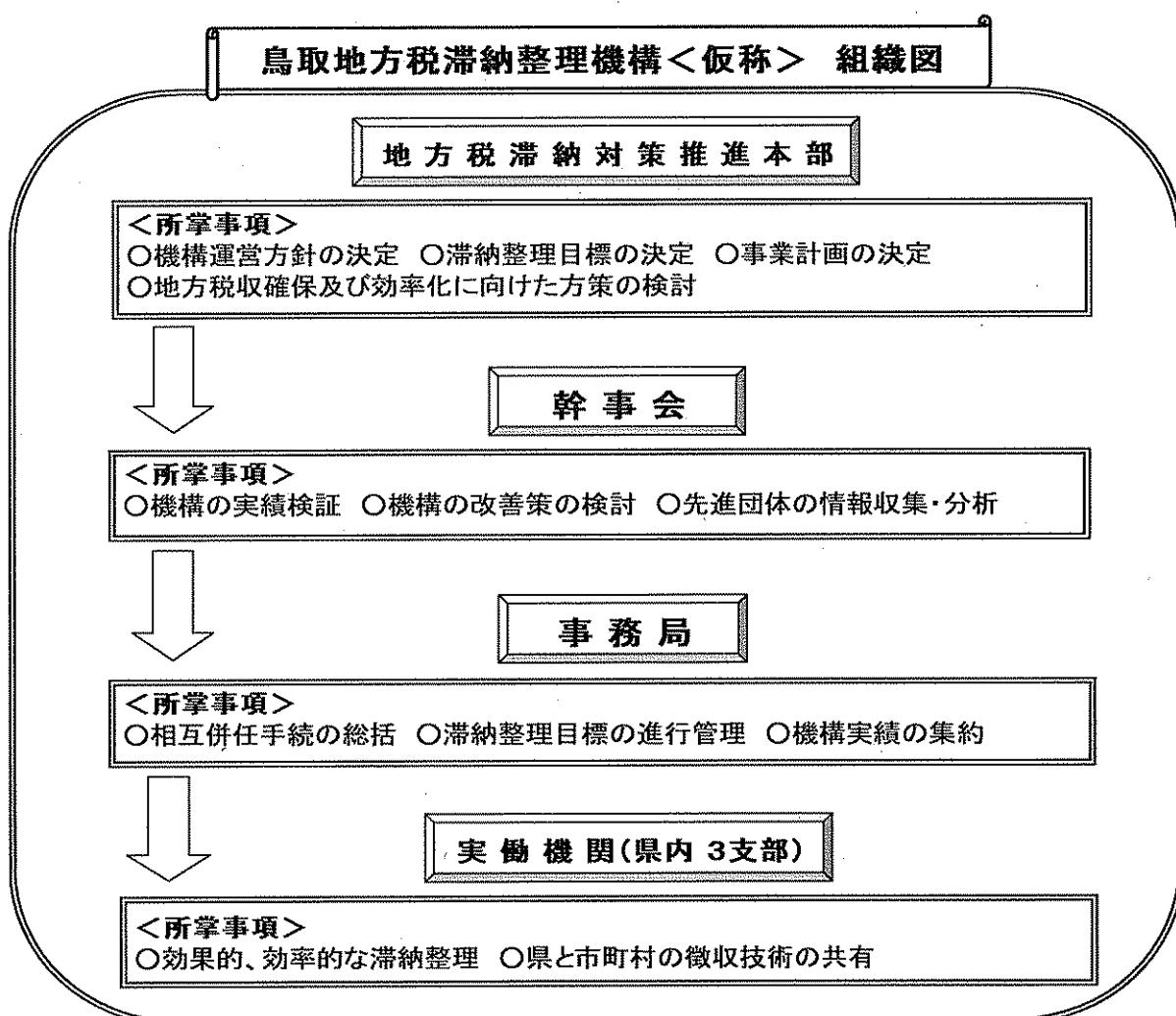
(東・中・西部より各1名)

(3) 事務局

県税務課市町村税制支援室に設置

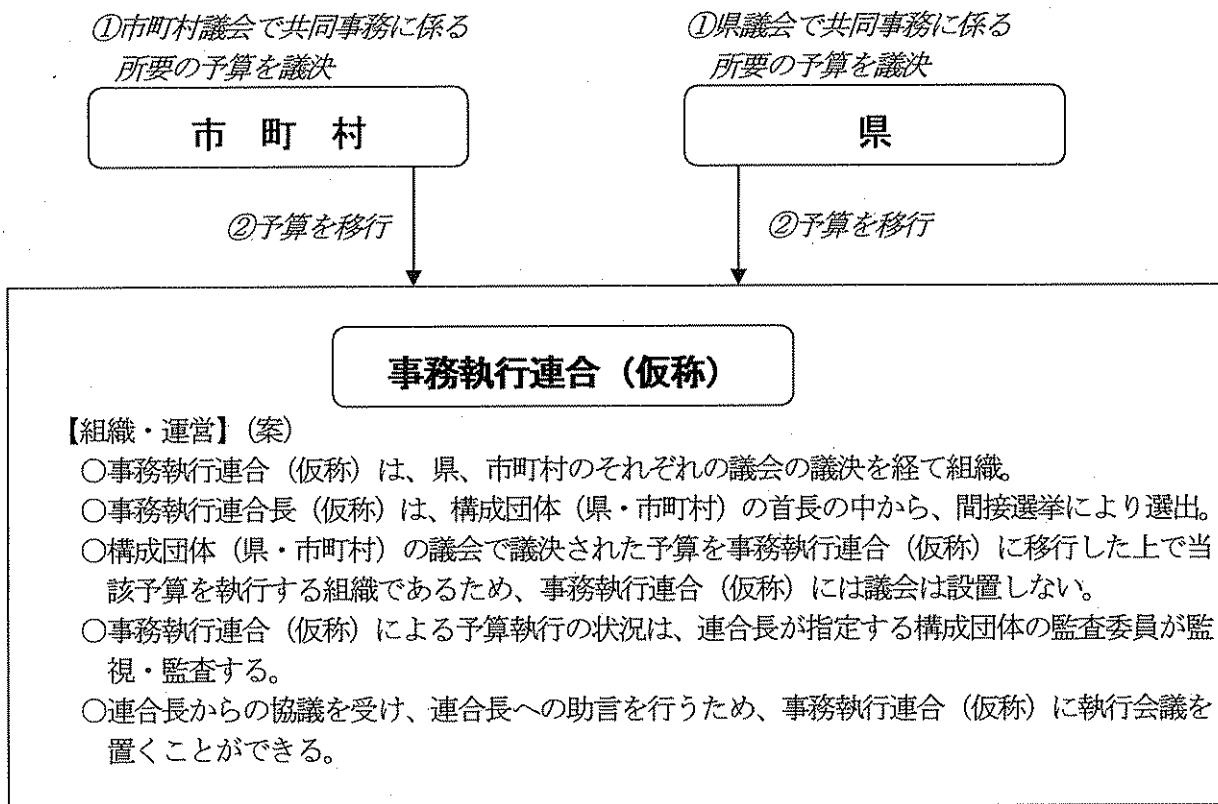
(4) 実働機関(県内3支部)

各県税局に支部を設置し、県と市町村が共同して機構事案に係る滞納整理を実施



県と市町村との「中間的な自治体」(事務執行連合(仮称))について

◎県と市町村との間で共同事務処理を行うための仕組みとして、新たに、「中間的な自治体」(事務執行連合(仮称))を検討。



- ③共同事務に係る予算を、事務執行連合(仮称)の名において執行(法人格を有する。)
- ・事務執行連合(仮称)が法的主体となり、事務執行(法的権限の行使、契約締結等を行う。)
 - ・事務執行による法的効果は、事務執行連合(仮称)に帰属する。

【共同化に係る既存制度の概要】

共同化の手法	内 容
協議会の設置	<ul style="list-style-type: none">○事務の一部を共同して管理執行する等のために設置。○法人格を持たない(いわば関係団体の共同の執行組織)であり、許認可等、法令上の権限行使はできない。
機関等の共同設置	<ul style="list-style-type: none">○執行機関、附属機関、執行機関の事務を補助する吏員、書記その他の職員及び専門委員を共同設置。○共同設置された機関は、各地方公共団体の機関としての性格を有し、その行為はそれぞれの団体に帰属する。(各団体の機関としてその担任事務を処理)○行政委員会の共同設置が主流。
一部事務組合 (特別地方公共団体)	<ul style="list-style-type: none">○事務の一部を共同処理するため、協議により規約を定め、一部事務組合を設置。○一部事務組合に議会を設置。
広域連合 (特別地方公共団体)	<ul style="list-style-type: none">○広域にわたり処理することが適当な事務に関し、協議により規約を定め、広域連合を設置。○国・都道府県からの権限移譲に対応。○広域連合に議会を設置。